

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年 6 月 9 日

【会社名】 宮越ホールディングス株式会社

【英訳名】 Miyakoshi Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 宮 越 邦 正

【本店の所在の場所】 東京都大田区大森北一丁目23番 1 号

【電話番号】 該当事項はありません

【事務連絡者氏名】 宮越商事株式会社
取締役管理本部長 板 倉 啓 太

【最寄りの連絡場所】 宮越商事株式会社
東京都大田区大森北一丁目23番 1 号

【電話番号】 宮越商事株式会社
03（5493）8111（代表）

【事務連絡者氏名】 宮越商事株式会社
取締役管理本部長 板 倉 啓 太

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 3,744,871,498円（注）

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません

（注）本届出書提出日現在において「届出の対象とした募集金額」は未確定であるため、宮越商事株式会社（以下「宮越商事株」といいます。）の最近事業年度末日である平成23年 3 月31日現在における株主資本の額（簿価）を記載しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	15,542,176株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。単元株式数は100株であります。 (注) 4

- (注) 1 宮越商事(株)の発行済株式総数（平成23年3月31日現在）に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）たる宮越ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）が交付する新株式数は変動することがあります。
- 2 普通株式は、宮越商事(株)の平成23年4月26日開催の取締役会決議（株式移転計画の承認）、平成23年5月13日開催の取締役会決議（株式移転計画の定時株主総会への付議）及び平成23年6月29日開催予定の宮越商事(株)の定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。
- 3 宮越商事(株)は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）及び株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定です。
- 4 振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

株式移転によることとします。（注）1、2

- (注) 1 普通株式は、本株式移転により当社が宮越商事(株)の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の宮越商事(株)の株主に対し、その有する宮越商事(株)の普通株式1株につき当社の普通株式1株の割合をもって割り当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本金に組入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。宮越商事(株)の平成23年3月31日現在における株主資本の額（簿価）は3,744,871,498円であり、発行価額の総額のうち2,000,000,000円が資本金に組入れられます。
- 2 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所及び大阪証券取引所への上場申請手続を行い、平成23年10月3日より各市場第一部に上場する予定です。
東京証券取引所への上場申請手続は、東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて行い、同規程に定めるいわゆるテクニカル上場（同規程第2条第(73)号、第208条）により上場する予定です。このテクニカル上場は、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6ヶ月以内に上場申請するものに限る（東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第216条第1項）。）について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。
大阪証券取引所への上場申請手続は、大阪証券取引所有価証券上場規程第2条第2項に基づいて行い、いわゆるテクニカル上場により上場する予定です。このテクニカル上場は、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6ヶ月以内に上場申請するものに限る。）について、大阪証券取引所株券上場廃止基準に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です（大阪証券取引所株券上場審査基準第4条第3項）。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4【株式の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2)【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所（市場第一部）及び大阪証券取引所（市場第一部）への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における募集株式である当社普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」（注）2 記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所及び大阪証券取引所への上場を予定しております。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成（公開買付け）の目的等】

1. 株式移転の目的および理由

(1) 背景および目的

宮越商事グループは、宮越商事(株)及び宮越商事(株)の子会社4社で構成されており、電気機器等の製造販売事業、物資等、医薬品・医療器具等の販売事業、不動産開発及び賃貸管理業等事業並びに有機食品事業の4事業を展開しております。

宮越商事グループは、音響・映像機器の製造業を営む電機メーカーとして創業し、世界各国に販売網を確立するなど、事業の拡大を図ってまいりましたが、市場・顧客のニーズ、流通など経営環境の変化に伴い、宮越商事グループの従来の電機メーカーとしての国内外の生産拠点及び部品製造部門を、不動産賃貸管理業や医療機器などの精密部品製造業といった異なった業態に移行させ、他方で販売部門などの不採算部門を整理・統合する等により、総合事業会社としての事業展開を図ってまいりました。

このような取組みにより、宮越商事グループは、中国政府の要請を受けて、外資企業としては中国初となる、独資による医薬・医療機器卸会社を設立するなど業態を超えた新規事業の育成強化にも一定の成果を上げてまいりました。宮越商事グループの主要な投資先である中国経済は好調な伸び率を継続しており、不動産関連部門の賃貸管理収入の増収や医薬品・医療器具等の販売部門の売上拡大により、今後業績が向上するものと思われま。

もっとも、宮越商事グループを取巻く事業環境は、主力の電気機器等の製造販売事業においては、リーマンショックに起因した世界経済の低迷と消費意欲の減少に加え、円高の長期化などが、依然として先行きの不透明感を招いております。

このような状況下、宮越商事グループ各社がそれぞれの市場において更に業績を拡大するためには、宮越商事グループ全体の経営戦略機能を強化し、かつ宮越商事グループ各社がそれぞれの事業特性や市場環境に応じた機動的かつ迅速な事業運営を推進することのできる体制を構築することが必要と考えております。特に、宮越商事(株)の子会社である深セン皇冠（中国）電子有限公司は深セン市中心部に保有している136千平方メートルの土地について再開発の申請を予定しており、宮越商事(株)が、自ら展開する電気機器等の製造販売事業の業績回復・拡大を図りつつ、宮越商事(株)の子会社である深セン皇冠（中国）電子有限公司による当該再開発を管理・運営していくことは、必ずしも最適な宮越商事グループの運営体制とは言えない状況です。

以上のような検討を重ねた結果、宮越商事グループは、主に以下を目的として、純粹持株会社体制へ移行することといたしました。

宮越商事グループ全体の戦略立案・事業遂行機能の強化

宮越商事グループの経営管理を行う持株会社と、事業活動を遂行する各事業会社を明確に区分・分離することにより、持株会社は宮越商事グループ全体の経営戦略の立案、事業再編や経営資源の最適な配分を迅速かつ機動的に決定し、各グループ会社を支援します。

他方、持株会社の子会社となる各事業会社は、自立した法人として権限移譲のもと、自らの権限と責任に基づき業務を行うことが可能となるため、それぞれの事業特性や市場環境に応じた機動的かつ迅速な事業運営が可能となり、また、それぞれの事業遂行に専念することで専門性の向上と収益力の強化を図ることができると考えております。なお、これにより各事業会社の業績に対する責任の明確化も図ることが可能になります。

これらにより、宮越商事グループは、グループ全体の経営効率の向上を図るとともに、更なる企業価値の向上を図ることができると考えております。

コーポレート・ガバナンス機能の強化と人材資源の強化

持株会社が宮越商事グループ各社の管理体制を管理・監視・評価し、各グループ会社間の統制を図ることにより、宮越商事グループ全体のリスク管理機能をはじめとするコーポレート・ガバナンス機能を強化することができると考えております。

また、各事業会社の業種・業態に合わせた人事制度を導入し、各事業会社において適切な人材育成体制・評価体制等を構築することにより、人材資源の強化を図ることができると考えております。

スケールメリットの創出

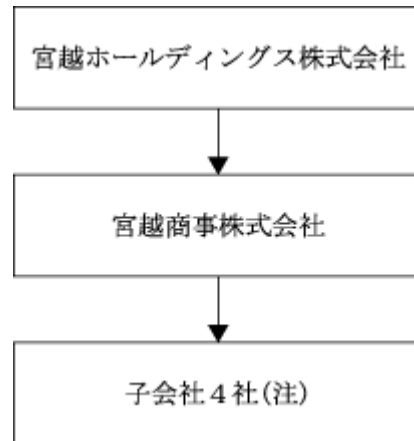
純粋持株会社体制への移行により、宮越商事グループ内での各種経営資源の共有化を図ることが可能となり、これによるシナジー効果と経営効率の向上を期待できると考えております。

(2) 純粋持株会社化の手順

宮越商事(株)は、次に示す方法により、純粋持株会社体制への移行を実施する予定です。

<ステップ1>

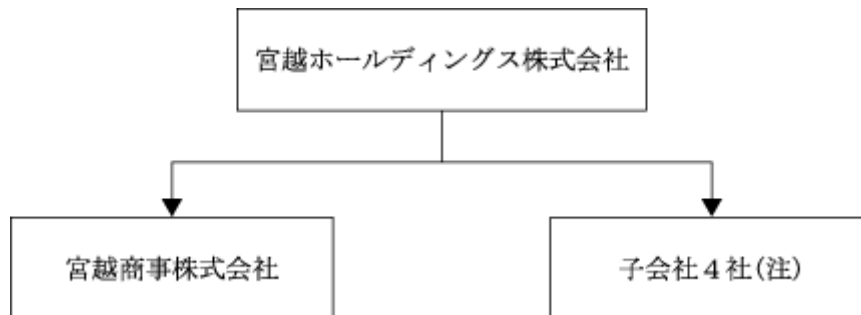
平成23年10月3日を効力発生日（予定）として、本株式移転により当社を設立することにより、宮越商事(株)は当社の完全子会社となります。



（注）宮越商事(株)の子会社4社は、隆邦医药貿易有限公司 深セン皇冠(中国)電子有限公司 深セン皇冠金属成型有限公司 CROWN PRECISION(HK)CO.,LTD.であります。

<ステップ2>

組織再編の手法等を用いて宮越商事グループ各社を戦略的に再編し、企業価値向上を図ってまいります。なお、当該再編の方法やスケジュール等の詳細は未定であります。



（注）子会社4社は、隆邦医药貿易有限公司 深セン皇冠(中国)電子有限公司 深セン皇冠金属成型有限公司 CROWN PRECISION(HK)CO.,LTD.であります。

なお、子会社4社のうち、深セン皇冠(中国)電子有限公司および深セン皇冠金属成型有限公司につきましては、中国の法律に基づく許認可および合弁相手先の意向等を踏まえ、再編の方法等を検討中であり、宮越商事(株)又は他の子会社の子会社となる場合もあります。

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

(1) 商号	宮越ホールディングス株式会社 (英文名 : Miyakoshi Holdings, Inc.)		
(2) 事業内容	事業を営む会社の株式又は持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理等		
(3) 本店所在地	東京都大田区大森北一丁目23番 1 号		
(4) 代表者及び役員の就任予定	代表取締役会長兼社長	宮越 邦正	現 宮越商事(株) 代表取締役会長兼社長 現 (株)クラウンユナイテッド 代表取締役社長 現 隆邦医葯貿易有限公司 董事長
	取締役副社長	宮越 一光	現 宮越商事(株) 代表取締役副社長 現 (株)タスク 代表取締役会長
	取締役	板倉 啓太	現 宮越商事(株) 管理本部長 現 隆邦医葯貿易有限公司 董事
	取締役	高 建群	現 宮越商事(株) 監査役 (注)
	監査役	野村 富孝	現 宮越商事(株) 監査役
	監査役 (社外)	陳 二珠	現 中国登録会計師 (注)
	監査役 (社外)	趙 昉	現 宮越商事(株) 監査役
(5) 資本金	20億円		
(6) 純資産 (連結)	未定		
(7) 総資産 (連結)	未定		
(8) 決算期	3月31日		

(注) 高 建群は、平成23年 6 月29日開催予定の宮越商事(株)の定時株主総会終結の時をもって宮越商事(株)の監査役を任期満了により退任する予定であり、同定時株主総会において、宮越商事(株)の取締役として選任される予定です。また、陳 二珠は、平成23年 6 月29日開催予定の宮越商事(株)の定時株主総会において、宮越商事(株)の監査役として選任される予定です。

提出会社の企業集団の概要

当社と宮越商事(株)の状況は以下のとおりです。

宮越商事(株)は、平成23年 6 月29日開催予定の定時株主総会による承認を前提として、平成23年10月 3 日 (予定) を期日として、本株式移転により、株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

会社名	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 宮越商事(株) (注) 1、2	東京都大田区	8,164,220,281円 (注) 3	電気機器等販売	100	役員の兼任等・・・7 名 (注) 4

(注) 1 宮越商事(株)は、有価証券報告書提出会社です。

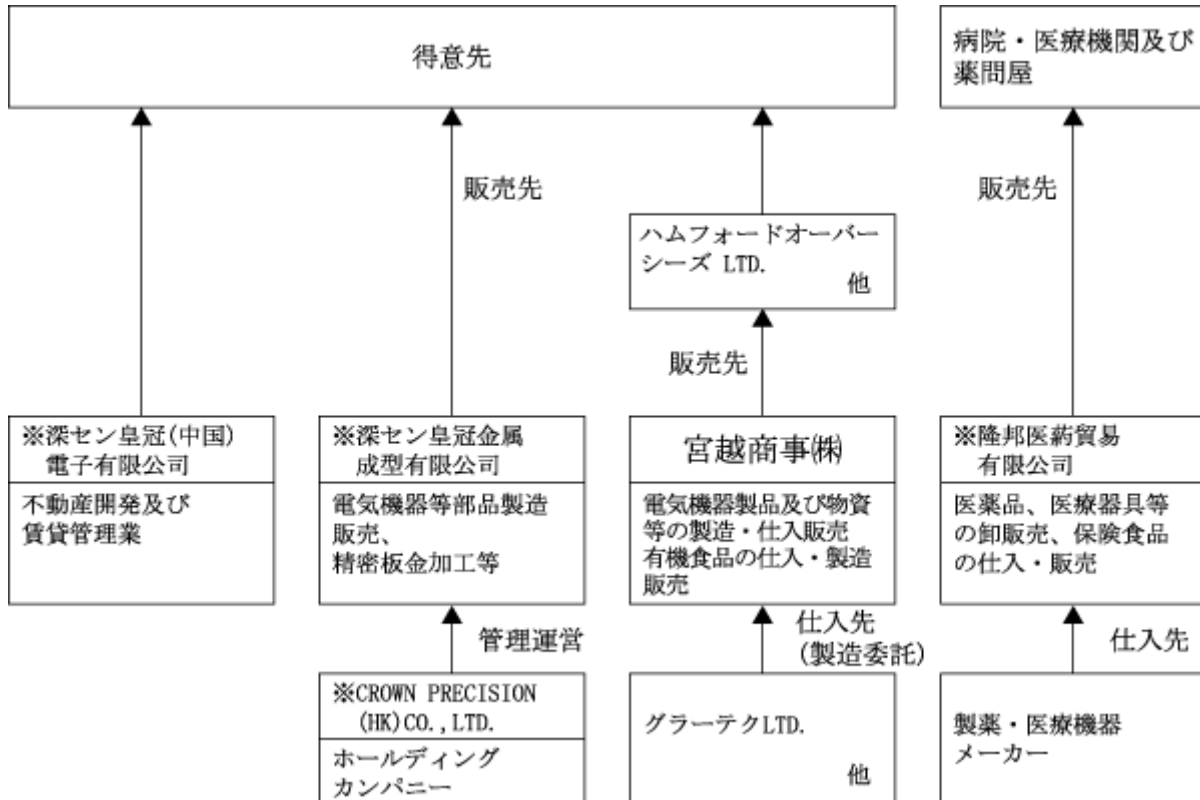
2 宮越商事(株)は特定子会社に該当します。

3 宮越商事(株)はその財務体質の健全化を図り、本株式移転による純粋持株会社体制への移行を堅実に進めるため、繰越利益剰余金の欠損填補を目的として、会社法第447条第 1 項に基づき、平成23年 8 月 5 日を効力発生日として、資本金の額を4,409,251,298円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えることを予定しております。なお、宮越商事(株)は、上記目的のため、会社法第448条第 1 項に基づき、同日を効力発生日として、資本準備金の額7,848,700,000円を全額減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えたうえ、上記資本金の額及び資本準備金の額の減少により増加するその他資本剰余金の額の合計額全額 (12,257,951,298円) を、会社法第452条の規定に基づき、同日付にて減少し、繰越利益剰余金に振り替え、欠損の填補に充当いたします。なお、いずれも平成23年 6 月29日開催予定の宮越商事(株)の定時株主総会における承認を条件としております。

- 4 高 建群は、平成23年6月29日開催予定の宮越商事(株)の定時株主総会終結の時をもって宮越商事(株)の監査役を任期満了により退任する予定であり、同定時株主総会において、宮越商事(株)の取締役として選任される予定です。また、陳 二珠は、平成23年6月29日開催予定の宮越商事(株)の定時株主総会において、宮越商事(株)の監査役として選任される予定です。そのため、当社の取締役及び監査役の全員が、それぞれ宮越商事(株)の取締役及び監査役を兼任する予定です。

本株式移転に伴う当社設立後、宮越商事(株)は当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となる宮越商事(株)の平成23年3月31日現在の状況は、次のとおりです。
 なお、平成23年4月1日以降平成23年6月9日までの変更については、注記により記載しております。

宮越商事(株)と子会社等の状況を事業系統図で示すと次のとおりです。



(注) 印は宮越商事(株)の連結子会社であります。

関係会社の状況

会社名	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 又は被所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 隆邦医薬貿易有限 公司	中国吉林省長春市	5億1千万円	医薬品及び医療器具 等の卸販売	100	役員の兼任等・・・2名
(連結子会社) 深セン皇冠(中国)電 子有限公司	中国広東省深セン市	US\$ 1,500万	不動産開発及び 賃貸管理	90	役員の兼任等・・・2名
(連結子会社) 深セン皇冠金属成型有 限公司	中国広東省深セン市	US\$ 300万	精密板金加工等	67 (67)	役員の兼任等・・・2名
(連結子会社) CROWN PRECISION (HK) CO., LTD.	Causeway, Bay, Hong Kong	HK\$ 50万	子会社の管理運営	100	宮越商事㈱に対し金銭の貸 付を行っております。 役員の兼任等・・・1名
(その他の関係会社) ㈱クラウンユナイテッ ド	東京都大田区	10百万円	投資事業及び 電気機器販売	(被所有) 21.3	相互に金銭の貸借を行って おります。 役員の兼任等・・・2名

(注) 1 議決権の所有割合欄の()内は間接所有割合を表示しております。

2 深セン皇冠(中国)電子有限公司は特定子会社に該当します。

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、宮越商事㈱は当社の完全子会社になる予定です。前記「(1)提出会社の企業集団の概要
提出会社の企業集団の概要」の記載もご参照ください。

役員の兼任関係

当社の取締役及び監査役の全員が、それぞれ宮越商事㈱の取締役及び監査役を兼任する予定であります。前
記「(1)提出会社の企業集団の概要 提出会社の概要」及び「(1)提出会社の企業集団の概要 提出会社
の企業集団の概要」の記載もご参照ください。

取引関係

当社と宮越商事㈱との取引関係は未定です。当社の完全子会社である宮越商事㈱と関係会社との取引関係は
前記「(1)提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2【組織再編成（公開買付け）の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成（公開買付け）に係る契約】

1. 株式移転計画の内容の概要

宮越商事㈱は、平成23年4月26日開催の取締役会において、同社の定時株主総会による承認を条件として、平成
23年10月3日（予定）を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、宮越商事㈱を株式移転完全子会社とす
る株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を作成いたしました。

2. 株式移転計画の内容

株式移転計画の内容は、以下のとおりです。

株式移転計画書（写）

宮越商事株式会社（以下「甲」という。）は、甲を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「乙」という。）を設立するための株式移転を行うことにつき、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

（株式移転）

第1条 甲は、本計画の定めるところに従い、単独株式移転の方法により、乙の成立の日（第6条において定義する。以下同じ。）において、その発行済株式の全部を乙に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

（乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

第2条 乙の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

乙の目的は、別紙の定款第2条に記載のとおりとする。

(2) 商号

乙の商号は、「宮越ホールディングス株式会社」とし、英文では「Miyakoshi Holdings, Inc.」と表示する。

(3) 本店の所在地

乙の本店の所在地は、東京都大田区とし、本店の所在場所は、東京都大田区大森北一丁目23番1号とする。

(4) 発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、6千万株とする。

2. 前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙の定款に記載のとおりとする。

（乙の設立時取締役および設立時監査役の氏名ならびに設立時会計監査人の氏名）

第3条 乙の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

宮越邦正、宮越一光、板倉啓太、高 建群

2. 乙の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

野村富孝、趙 昉、陳 二珠

3. 乙の設立時会計監査人の氏名は、次のとおりとする。

公認会計士 古寺隆事務所 公認会計士 古寺 隆

横田公認会計士事務所 公認会計士 横田泰史

（本株式移転に際して交付する乙の株式およびその割当て）

第4条 乙は、本株式移転に際して、本株式移転により乙が甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の甲の株主に対し、その有する甲の普通株式に代わり、甲が基準時時点で発行している普通株式の総数と同数の乙の普通株式を交付する。

2. 乙は、本株式移転に際して、基準時の甲の株主に対し、その有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

（乙の資本金および準備金の額に関する事項）

第5条 乙の成立の日における資本金および準備金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 資本金の額 2,000百万円

(2) 資本準備金の額 1,000百万円

(3) 利益準備金の額 0円

（乙の成立の日）

第6条 乙の設立の登記すべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、平成23年10月3日とする。ただし、本株式移転の
手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、これを変更することができる。

（株式移転計画承認株主総会）

第7条 甲は、平成23年6月29日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認および本株式移転に必要な事項
に関する決議を求める。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、株主総
会開催日を変更することができる。

（乙の株式上場）

第8条 乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所および大阪証券取引所への上場を予定
する。

（乙の株主名簿管理人）

第9条 乙の株主名簿管理人は、次のとおりとする。
株主名簿管理人の氏名又は名称および住所並びに営業所
東京都港区芝三丁目33番1号
中央三井信託銀行株式会社 本店

（会社財産の管理等）

第10条 甲は、本計画作成後、乙の成立の日までの間、善良な管理者としての注意をもって、その業務執行ならびに財
産の管理および運営を行うものとし、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行
う場合は、事前に甲の取締役会で決議の上、これを行う。

2. 前項にかかわらず、甲は、基準時までには有することとなる全ての自己株式（本株式移転に関して行使される会
社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含
む。）に相当する数の自己株式を、乙の成立の日の前日までに開催する甲の取締役会の決議により消却する。

（剰余金の配当）

第11条 甲は、平成23年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主および登録株式質権者に対して剰余金
の配当を行わない。

（株式移転条件の変更および株式移転の中止）

第12条 本計画作成後、乙の成立の日までの間に、甲の財産状態または経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移
転の実行に重大な支障となる事態が生じまたは生じることが明らかになった場合、その他本株式移転の目的
の達成が著しく困難となった場合には、甲の取締役会の決議により、本株式移転の条件その他本計画の内容を
変更し、または本株式移転を中止することができる。

（本計画の効力）

第13条 本計画は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 第7条に定める甲の株主総会において、本計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議が得られな
い場合。
- (2) 本株式移転につき法令に定める関係官庁等の承認等が得られない場合。

（規定外事項）

第14条 本計画に定めのない事項および本計画の各条項につき生じた疑義については、その都度、甲の取締役会で協
議の上、これを決定する。

平成23年4月26日

東京都大田区大森北一丁目23番1号
甲：宮越商事株式会社
代表取締役会長兼社長 宮越邦正

（別紙）

宮越ホールディングス株式会社 定款

第 1 章 総 則

（商号）

第1条 当社は、宮越ホールディングス株式会社と称する。
英文ではMiyakoshi Holdings, Inc. と表示する。

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 次の商品・製品に関する製造業、貿易業、売買業、代理業、加工業、展示並びに広告宣伝
電気・通信機械器具およびそれらの部品
省エネルギー・環境保護機械設備およびそれらの部品
医薬品、医薬部外品、試薬、医療用機械器具・用具、化粧品、衛生用品並びにそれらの原材料
石油、ガスその他の燃料並びにそれらの副製品
鉄鋼、非鉄金属およびそれらの原料並びに鉱産物
食品、飲料、酒類およびそれらの原料並びに日用品雑貨
 - (2) 不動産の売買、所有、開発および賃貸並びに管理業
 - (3) 会社の合併・買収および技術・販売・製造等の提携の斡旋並びに経営一般に関するコンサルティング業務および投資顧問業務
 - (4) 著作権、特許権等の知的財産権、ノウハウ、システム技術、その他ソフトウェアの取得、企画、保全、利用、処分並びにこれらの仲介
 - (5) 投資事業組合財産の運用および管理
 - (6) 有価証券等の取得、保有、売買および運用
 - (7) 金銭の貸付、債権の売買、債務の保証・引受け等の業務
 - (8) 前各号に附帯関連する一切の事業
- 2 当社は、前項各号の事業およびこれに附帯または関連する一切の事業を営む事ができる。

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都大田区に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

（公告の方法）

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむをえない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、6千万株とする。

（自己の株式の取得）

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

（株主名簿管理人）

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

- 2 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規則）

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

（招集）

第12条 定時株主総会は毎事業年度の末日の翌日から3ヶ月以内に招集し臨時株主総会は必要に応じて随時招集する。

（定時株主総会の基準日）

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（招集者および議長）

第14条 株主総会は、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役会長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。

（決議の方法および議決権の代理行使）

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- 3 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

（議事録）

第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章 取締役

（員数）

第18条 当社に、取締役7名以内を置く。

（選任決議）

第19条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（任期）

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第21条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

2 当社は、取締役会の決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、常務取締役各若干名を定めることができる。

（報酬等）

第22条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第23条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任につき、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、金5百万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として、その責任を限定する契約を締結することができる。

第 5 章 取締役会

（取締役会の組織および権限）

第24条 当社の取締役全員をもって、取締役会を組織する。

2 取締役会は、法令に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。

（招集者および議長並びに招集通知）

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会規程に基づき、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。

2 取締役会長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

- 4 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

（決議の方法）

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について、提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。

（議事録）

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名捺印または電子署名する。

- 2 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

（取締役会規程）

第28条 取締役会に関する事項については、法令および本定款の定めのほか、取締役会の定める取締役会規程による。

第 6 章 監 査 役

（員数）

第29条 当会社に、監査役5名以内を置く。

（選任決議）

第30条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（報酬等）

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任につき、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、金5百万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として、その責任を限定する契約を締結することができる。

第 7 章 監 査 役 会

（監査役会の組織および権限）

第35条 当社の監査役全員をもって、監査役会を組織する。

2 監査役会は、法令に定める事項のほか、当社の監査役の職務の執行に関する事項を決定する。

（招集）

第36条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。

2 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

3 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

（決議の方法）

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（議事録）

第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役が記名捺印または電子署名する。

（監査役会規程）

第39条 監査役会に関する事項については、法令および本定款の定めのほか、監査役会の定める監査役会規程による。

第 8 章 会 計 監 査 人

（選任）

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）

第43条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、金5百万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として、その責任を限定する契約を締結することができる。

第 9 章 計 算

（事業年度）

第44条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第45条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。

（中間配当）

第46条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第47条 配当金が、その支払い開始の日から満3ヵ年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。

第 1 0 章 附 則

（最初の事業年度）

第48条 当社の最初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、当社の成立の日から平成24年3月31日までとする。

（取締役および監査役の当初の報酬等）

第49条 第22条および第33条の定めにかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役および監査役の報酬等の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 取締役の報酬等の総額は、1事業年度につき10億円以内（ただし、使用人兼務取締役の給与および賞与を含まないこととする。）とする。
- (2) 監査役の報酬等の総額は、1事業年度につき1億円以内とする。

（附則の削除）

第50条 本附則は、当社の最初の定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。

4【組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1．株式移転比率

会社名	宮越ホールディングス株式会社 (完全親会社)	宮越商事株式会社 (完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注) 1 本株式移転に伴い、宮越商事(株)の普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 1 株を割当交付いたします。

2 当社の普通株式の単元株式数は、100株といたします。

3 当社が本株式移転に際して交付する新株式数（予定）：普通株式15,542,176株

上記は、平成23年3月31日現在の宮越商事(株)の発行済株式総数に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

2．株式移転比率の算定根拠等

(1)算定の根拠

本株式移転は、宮越商事(株)単独による株式移転によって完全親会社を設立するものであり、本株式移転時の宮越商事(株)の株主構成と当社の株主構成に変化は生じないことから、株主の皆様にも不利益を与えないことを第一義として、宮越商事(株)の普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 1 株を割当交付することといたしました。

(2)第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記(1)の理由により、第三者算定機関による算定は行っておりません。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違）】

該当事項はありません。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1．買取請求権の行使の方法について

宮越商事(株)の株主が、その有する宮越商事(株)の普通株式につき、宮越商事(株)に対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成23年6月29日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を宮越商事(株)に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、宮越商事(株)が上記定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知または同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

2．議決権の行使の方法について

議決権の行使の方法としては、平成23年6月29日開催予定の宮越商事(株)の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、宮越商事(株)の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を宮越商事(株)に提出する必要があります。）。

また、当該株主が書面により議決権を行使する方法もあり、その場合には、平成23年6月28日午後6時までに議決権を行使することが必要となります。書面による議決権行使は、宮越商事(株)が株主に送付する議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、宮越商事(株)に上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書用紙が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、上記定時株主総会の日から3日前までに、議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を書面により宮越商事(株)に通知する必要があります。また、宮越商事(株)は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

3. 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、基準時の宮越商事(株)の株主に割り当てられます。株主は、自己の宮越商事(株)の株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

7【組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）】

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法
本株式移転に関し会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、並びに宮越商事(株)において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を記載した書類を、宮越商事(株)の本店において平成23年6月10日より備え置く予定です。
は、平成23年4月26日開催の宮越商事(株)の取締役会において承認された株式移転計画です。
は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明したものです。
は、宮越商事(株)において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明したものです。
これらの書類は、宮越商事(株)の本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記乃至に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。
2. 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程
平成23年3月31日 定時株主総会基準日
平成23年4月26日 株式移転計画承認取締役会
平成23年6月29日（予定）株式移転計画承認定時株主総会
平成23年9月28日（予定）東京証券取引所及び大阪証券取引所上場廃止日（宮越商事(株)）
平成23年10月3日（予定）当社設立登記日（本株式移転の効力発生日）
平成23年10月3日（予定）当社株式上場日
本株式移転の日程は、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、これを変更する可能性があります。
3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法
宮越商事(株)の株主が、その有する宮越商事(株)の普通株式につき、宮越商事(株)に対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成23年6月29日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を宮越商事(株)に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、宮越商事(株)が上記定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知または同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2【統合財務情報】

当社は、新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社である宮越商事(株)の最近連結会計年度の主要な経営指標は以下のとおりです。

これら、宮越商事(株)の経営指標は、当社の経営指標に反映されるものと考えられますが、当社の主要な経営指標としては、会計監査人の監査証明を受けているものではありません。なお、第63期（平成23年3月期）における数値はいずれも参考数値であります。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次	第58期	第59期	第60期	第61期	第62期	第63期 (参考)
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
売上高 (百万円)	26,242	28,293	28,927	22,236	16,860	11,380
経常利益又は 経常損失() (百万円)	635	593	566	1,119	145	3,848
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	354	418	477	1,906	6,595	5,463
包括利益 (百万円)	-	-	-	-	-	5,739
純資産額 (百万円)	7,747	8,506	17,524	15,065	8,487	2,740
総資産額 (百万円)	36,262	29,759	29,376	26,610	20,073	13,970
1株当たり純資産額 (円)	721.17	750.75	1,098.65	944.77	522.62	160.00
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額() (円)	42.66	38.95	31.17	122.70	424.52	351.69
自己資本比率 (%)	21.4	27.1	58.1	55.2	40.4	17.8
自己資本利益率 (%)	4.6	5.3	3.8	12.0	57.9	103.0
株価収益率 (倍)	87.9	53.3	28.8	-	-	-
営業活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	726	210	4,622	656	692	647
投資活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	51	58	4,864	489	711	790
財務活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	114	310	71	20	37	200
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	810	677	498	319	302	219
従業員数 (人)	562	764	564	476	344	216

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第63期については、本届出書提出日現在、公認会計士の監査報告書を受領しておりません。

4 第63期より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりです。

2【沿革】

平成23年4月26日 宮越商事(株)は、宮越商事(株)の取締役会において、株主総会承認決議などの所定の手続を経た上で、宮越商事(株)の単独株式移転により当社を設立することを内容とする株式移転計画を決議

平成23年6月29日 宮越商事(株)の定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、宮越商事(株)がその完全子会社となることについて決議（予定）

平成23年10月3日 宮越商事(株)が株式移転の方法により当社を設立（予定）

当社普通株式を東京証券取引所（市場第一部）及び大阪証券取引所（市場第一部）に上場（予定）

なお、宮越商事(株)の沿革につきましては、宮越商事(株)の有価証券報告書（平成22年6月29日提出）に記載のとおりです。

3【事業の内容】

当社は、電気機器等の製造販売事業、物資等、医薬品・医療器具等の販売事業、不動産開発及び賃貸管理業等事業、有機食品事業を営む会社の株式等を保有することによる当該事業会社の支配・管理、並びにそれに附帯または関連する一切の事業を行う予定です。

また、当社の完全子会社となる宮越商事(株)及びその関係会社で構成される宮越商事グループの主な事業の内容は次のとおりです。

事業区分	主要取扱事業	主要関係会社
電気機器等の製造販売事業	映像・音響機器を中心とした委託生産品の販売を行っております。	宮越商事(株) 深セン皇冠金属成型有限公司
物資等、医薬品及び医療器具等の販売事業	医薬品等の卸販売、顧客のニーズに対応した家庭用品等や資材などの商品の仕入・販売及び金属加工品の製造・販売を行っております。	宮越商事(株) 深セン皇冠金属成型有限公司 隆邦医药貿易有限公司
不動産開発及び賃貸管理事業	不動産開発と賃貸及び管理を行っております。	深セン皇冠(中国)電子有限公司
有機食品事業	有機（オーガニック）食品の仕入及び製造販売を行っております。	宮越商事(株)

（注） は、宮越商事(株)の関係会社であります。

4【関係会社の状況】

当社は、新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる宮越商事(株)の関係会社の状況につきましては、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成（公開買付け）の目的等 2 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 (1)提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」をご参照ください。

5【従業員の状況】

(1)当社の状況

当社は、新設会社であるため、未定です。

(2)連結会社の状況

当社の完全子会社となる宮越商事(株)の連結会社の平成23年3月31日現在の従業員の状況は以下のとおりです。

セグメントの名称	従業員数（人）
電気機器等の製造販売事業	59
物資等、医薬品及び医療器具等の販売事業	66
不動産開発及び賃貸管理事業	75
有機食品事業	4
全社（共通）	12
合計	216

（注）従業員数は就業人員であり、出向者及び臨時従業員は居りません。

(3) 労働組合の状況

当社の状況

当社は、新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社の状況

宮越商事グループには、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は、新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる宮越商事(株)の業績等の概要については、宮越商事(株)の有価証券報告書（平成22年6月29日提出）及び四半期報告書（平成22年8月6日、平成22年11月12日及び平成23年2月14日提出）をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は、新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる宮越商事(株)の仕入、成約及び販売の状況については、宮越商事(株)の有価証券報告書（平成22年6月29日提出）及び四半期報告書（平成22年8月6日、平成22年11月12日及び平成23年2月14日提出）をご参照ください。

3【対処すべき課題】

当社は、新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる宮越商事(株)の対処すべき課題については、宮越商事(株)の有価証券報告書（平成22年6月29日提出）及び四半期報告書（平成22年8月6日、平成22年11月12日及び平成23年2月14日提出）をご参照ください。

4【事業等のリスク】

当社は、本届出書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転により宮越商事(株)の完全親会社となるため、当社設立後は本届出書提出日現在における宮越商事(株)の事業等のリスクが当社のリスクとなりうるということが想定されます。

宮越商事(株)の事業等のリスクは、以下(1)乃至(4)記載のとおりです。

また、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(5)のリスクが想定されます。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において宮越商事(株)が判断したものであります。

(1)映像機器への高い依存度について

宮越商事グループの売上高に占める映像機器製品の割合は、平成23年3月期において89%を占め、なかでもカラーテレビの割合が71%と高い比率を占めていることが特徴です。

宮越商事グループでは、このような状況下、平成21年3月期より利益率の低い従来型テレビから撤退し、薄型液晶テレビ・LEDテレビに全面的に切り替え、他部門の不動産賃貸管理及び医薬品卸販売等の事業活動の強化とともに、新規事業（省エネルギー・環境保護事業）の立ち上げを行っております。

(2)為替相場の変動による影響について

宮越商事グループは、取引先のほとんどが海外であり、外貨建取引により発生する資産及び負債を保有しているため、為替相場の動向によって業績が変動するリスクがあります。このため宮越商事(株)では、円建取引への移行により、リスクを軽減する施策を採用しております。

(3)借入金債務について

宮越商事グループの借入金債務につきましては、平成13年以降順次有利子負債の削減を進めた結果、平成23年3月期連結会計年度末の借入金残高は81億1千6百万円となり、前期に比べ2億4千4百万円減少しておりますが、今後も有利子負債の削減を進めてまいります。

(4) 継続企業の前提に関する重要な事象等

宮越商事グループは、平成23年3月期連結会計年度において、貸倒引当金及びのれん償却額等を特別損失に計上したことから、54億6千3百万円の当期純損失を計上いたしました。これにより、平成23年3月期連結会計年度末において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかし、このような抜本的な財務内容の健全化により、来期の事業計画は達成するものと考えており、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

(5) 持株会社化について

宮越商事グループは、宮越商事グループ各社がそれぞれの市場においてさらに業績を拡大するために、宮越商事グループ全体の経営戦略機能を強化し、かつ宮越商事グループ各社がそれぞれの事業特性や市場環境に応じた機動的かつ迅速な事業運営を推進することのできる体制を構築することが必要と考え、主に宮越商事グループ全体の戦略立案・事業遂行機能の強化、コーポレートガバナンス機能の強化と人材資源の強化、及びスケールメリットの創出を目的として持株会社体制へ移行することといたしました。

もっとも、かかる持株会社体制への移行の効果が早期又は十分に実現しない場合や、持株会社体制への移行コストが多額となる場合には、宮越商事グループの事業展開、財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社は、新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる宮越商事(株)の経営上の重要な契約等については、宮越商事(株)の有価証券報告書（平成22年6月29日提出）及び四半期報告書（平成22年8月6日、平成22年11月12日及び平成23年2月14日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画については、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成（公開買付け）に係る契約」をご参照ください。

6【研究開発活動】

当社は、新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる宮越商事(株)の研究開発活動については、宮越商事(株)の有価証券報告書（平成22年6月29日提出）及び四半期報告書（平成22年8月6日、平成22年11月12日及び平成23年2月14日提出）をご参照ください。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は、新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる宮越商事(株)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、宮越商事(株)の有価証券報告書（平成22年6月29日提出）及び四半期報告書（平成22年8月6日、平成22年11月12日及び平成23年2月14日提出）をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は、新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる宮越商事(株)の設備投資等の概要については、宮越商事(株)の有価証券報告書（平成22年6月29日提出）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は、新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる宮越商事(株)の主要な設備の状況については、宮越商事(株)の有価証券報告書（平成22年6月29日提出）及び四半期報告書（平成22年8月6日、平成22年11月12日及び平成23年2月14日提出）をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は、新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる宮越商事(株)の設備の新設、除却等の計画については、宮越商事(株)の有価証券報告書（平成22年6月29日提出）及び四半期報告書（平成22年8月6日、平成22年11月12日及び平成23年2月14日提出）をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

平成23年10月3日時点の当社の状況は以下のとおりとなる予定です。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	15,542,176	東京証券取引所 （市場第一部） 大阪証券取引所 （市場第一部）	完全議決権株式であり、権利内容に 何ら限定のない当社における標準と なる株式です。単元株式数は100株で す。
計	15,542,176	-	-

(注) 1 宮越商事(株)の発行済株式総数15,542,176株（平成23年3月31日現在）に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。なお、宮越商事(株)は、基準時までに宮越商事(株)が有することとなる全ての自己株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）に相当する数の自己株式を、本株式移転の効力発生日の前日までに開催する宮越商事(株)の取締役会の決議により、消却する予定です。

2 宮越商事(株)は、当社の株式について、東京証券取引所及び大阪証券取引所に新規上場申請を行う予定です。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成23年10月3日時点の当社の発行済株式総数及び資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式 総数増減数 （株）	発行済株式 総数残高 （株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金 増減額 （百万円）	資本準備金 残高 （百万円）
平成23年 10月3日	15,542,176	15,542,176	2,000	2,000	1,000	1,000

(注) 宮越商事(株)の発行済株式総数15,542,176株（平成23年3月31日現在）に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。なお、宮越商事(株)は、基準時までに宮越商事(株)が有することとなる全ての自己株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）に相当する数の自己株式を、本株式移転の効力発生日の前日までに開催する宮越商事(株)の取締役会の決議により、消却する予定です。

(5) 【所有者別状況】

当社は、新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる宮越商事(株)の平成23年3月31日現在の所有者別状況は以下のとおりであります。

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）		20	29	51	36	4	4,822	4,962	
所有株式数（単元）		4,242	656	34,845	72,187	135	43,220	155,285	13,676
所有株式数の割合（％）		2.73	0.42	22.44	46.49	0.09	27.83	100	

(注) 1 自己株式7,232株は「個人その他」に72単元、「単元未満株式の状況」に32株含まれております。

2 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が44単元含まれております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は、新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる宮越商事(株)の平成23年3月31日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりであります。

平成23年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式			
議決権制限株式（自己株式等）			
議決権制限株式（その他）			
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 7,200		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 15,521,300	155,213	同上
単元未満株式	普通株式 13,676		1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	15,542,176		
総株主の議決権		155,213	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、宮越商事(株)所有の自己株式32株が含まれております。

【自己株式等】

当社は本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成23年10月3日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。なお、当社の完全子会社となる宮越商事(株)の平成23年3月31日現在の自己株式の状況は、以下のとおりです。

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有自己株式（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
(自己保有株式) 宮越商事(株)	東京都大田区 大森北1丁目23番1号	7,200		7,200	0.04
計		7,200		7,200	0.04

(注) 宮越商事(株)は、平成23年3月31日現在自己株式7,232株を保有しておりますが、当社の成立の日の前日までに開催する宮越商事(株)の取締役会の決議により消却を予定しております。

(7)【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】**【株式の種類等】**

当社は、新設会社であるため、該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

当社は、新設会社であるため、該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

当社は、新設会社であるため、該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は、新設会社であるため、該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は、新設会社であるため、該当事項はありません。

3【配当政策】

配当の基本的な方針は、株主の皆様への長期的、安定的な利益還元が重要課題であり、業績に対応した配当を実施する一方で、企業体質の強化並びに今後の事業拡大に必要な内部留保の充実を図りつつ、株主への配当を実施していく予定です。

毎事業年度における配当の回数の基本的な方針は、中間配当及び期末配当の年2回とする予定です。配当の決定機関は、当社は、株主総会決議によるものとする予定です。また、中間配当（会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をいいます。）については、当社は、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定める予定です。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年3月31日、中間配当については毎年9月30日とする旨を定款に定める予定です。

なお、内部留保資金の用途は、当社が新設会社であるため、未定です。また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方は、当社は本株式移転により平成23年10月3日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

4【株価の推移】

当社は、新設会社であるため、株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる宮越商事㈱の株価の推移は以下のとおりです。

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第59期	第60期	第61期	第62期	第63期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
最高（円）	4,290	2,420	945	1,205	647
最低（円）	1,466	810	225	300	170

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年12月	平成23年1月	2月	3月	4月	5月
最高（円）	382	368	352	327	342	320
最低（円）	314	318	313	170	251	255

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5【役員 の 状 況】

就任予定の当社の役員 の 状 況 は、以下 の と お り で あ り ま す。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有する宮越商事㈱の株式数 (2)割当てられる当社の株式数
代表取締役会長兼社長		宮越邦正	昭和16年2月6日生	昭和41年5月 東邦電器製作所 創業代表 昭和43年7月 東邦電器㈱ 設立代表取締役社長 昭和56年6月 ㈱クラウンユナイテッド 代表取締役社長 (現) 平成5年6月 宮越商事㈱ 代表取締役会長 (現) 平成13年6月 宮越商事㈱ 代表取締役社長 (現) 平成17年11月 隆邦医葯貿易有限公司 董事長 (現)	(注)3	(1) - 株 (2) - 株
取締役副社長		宮越一光	昭和9年4月30日生	昭和44年12月 東邦電器㈱ 取締役長野工場長 昭和61年6月 ㈱クラウンユナイテッド 取締役副社長 昭和61年6月 宮越商事㈱ 代表取締役副社長 (現) 平成17年7月 ㈱タスク 代表取締役社長 平成22年5月 ㈱タスク 代表取締役会長 (現)	(注)3	(1) 5,445株 (2) 5,445株
取締役		板倉啓太	昭和24年2月23日生	昭和63年6月 ㈱クラウンユナイテッド 取締役 (現) 平成5年2月 宮越商事㈱入社 管理部長 平成5年6月 宮越商事㈱ 取締役経理部長 平成7年1月 宮越商事㈱ 取締役管理本部長 (現) 平成17年11月 隆邦医葯貿易有限公司 董事 (現)	(注)3	(1) 1,000株 (2) 1,000株
取締役		高建群	昭和28年2月12日生	昭和52年1月 中国山東省煙台海難救助局 病院 入社 昭和61年8月 中国北京市衛生局医務部 入社 昭和8年4月 日本国厚生省国立公衆衛生院 入社 平成9年4月 ㈱日本アイ・ジェイ・ティ 入社 平成18年6月 宮越商事㈱ 非常勤監査役 (現)	(注)3	(1) - 株 (2) - 株
監査役		野村富孝	昭和10年1月9日生	昭和50年7月 ㈱クラウンユナイテッド 入社 平成3年5月 宮越商事㈱ 入社 庶務部長 平成4年6月 宮越商事㈱ 常勤監査役 (現)	(注)4	(1) 1,500株 (2) 1,500株
監査役		陳二珠	昭和37年2月23日生	昭和56年7月 中国湖南省茶陵県農機局 入社 昭和61年7月 湖南放送テレビ大学工業企業経営管理 昭和61年8月 中国湖南省茶陵県農機局 財務股股長 平成9年4月 中国登録会計師 取得	(注)4	(1) - 株 (2) - 株
監査役		趙昉	昭和44年2月17日生	平成10年4月 新日力有限公司 入社 平成11年4月 通訳・翻訳業 平成20年6月 宮越商事㈱ 非常勤監査役 (現)	(注)4	(1) - 株 (2) - 株
計						(1) 7,945株 (2) 7,945株

- (注) 1 取締役副社長宮越一光は、代表取締役社長宮越邦正の実兄であり、監査役野村富孝は、同社長の義兄であります。
- 2 監査役陳 二珠及び趙 昉は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」であります。
- 3 取締役の任期は当社設立の日から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役の任期は当社設立の日から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 役名は、本届出書提出日現在において予定している役名を記載しております。
- 6 所有する宮越商事(株)の株式は、本届出書提出日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、本株式移転に係る割当ての内容を勘案して記載しております。よって、実際に当社の設立の直前までに、所有する株式数及び当社が交付する新株式数は変動することがあります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社はグループ各社の事業活動を支配・管理する持株会社として、企業価値の継続的な向上と企業の社会的責任(CSR)を果たし、株主や顧客などすべてのステークホルダーから信頼される企業の実現を目的としております。

当社はそのために、コーポレート・ガバナンスを確立し、法令及び定款の遵守並びに企業倫理を徹底すると共に、経営管理組織の透明性、健全性を高め、的確かつ迅速な経営の意志決定と適正な業務執行体制を確立することを重要課題として位置付け、当社グループの企業価値をより高められるよう、内部統制システム、コンプライアンスリスク管理システムの整備に努めてまいります。

システムの整備状況

取締役・取締役会、監査役・監査役会、監査室、コンプライアンスリスク管理委員会、内部統制システム等の各組織における選任・解任手続、監査手続、連携方法、報告義務についての体制を構築し、更に各種社内規程・社内ルールの整備を図り、社内業務が適正・適切に行われていることを確認するための内部監査機能も充実させてまいります。

リスク管理体制としては、コンプライアンスリスク管理委員会を設置し、コーポレートマネジメント部が事務局として、関連部門と連携してリスク管理に関する施策を立案、推進し、更に業務執行情報を取締役、監査役が適宜閲覧できるシステムを構築した監視体制を敷いてまいります。

内部監査及び監査役監査

当社の監査室は、内部監査及び内部統制監査を兼務しており、年次監査予定に基づき、定期的に社長及び監査役に活動状況、監査結果を報告するとともに、法令、定款に違反し又は違反する恐れがあると認識した場合は速やかに監査役会に報告し、改善指導を実施する予定です。また、監査役の監査に必要とする情報を適時、適切に収集できる体制を確保し、監査役の閲覧する資料整備に努め、更に監査役の求めに応じて補助業務を行うなど監査役監査の全面的なサポートを行う予定であります。

当社の監査役は、取締役会に出席して意見を述べるほか、経営全般の監視に当たり、社外監査役と相互に連携を取りながら機能的な監査を実施していく予定です。

社外取締役及び社外監査役について

当社の社外監査役を予定している趙 昉、陳 二珠の両名は、当社と人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係はありません。当社の監査役は国際的な見識と企業の社会的責任を十分に理解した立場で監査を行うことを基本としており、更に主要事業の拠点が中国であることから、日本及び中国の両国に精通した人材であると認識しております。

当社の社外監査役は、取締役会及び監査役会に積極的に出席し、監査結果及び重要事項について協議を行い、また経営全般の監視に当たり、監査役と相互に連携を取りながら機能的な監査を実施していく予定です。

当社は、現在社外取締役の選任予定はありませんが、会計士や弁護士等の有識者で構成されるコンプライアンスリスク管理委員会を設置し、全社的に職務執行状況を監督する管理部門において管理状況やリスク情報を適宜報告する管理体制を構築してまいります。

役員の報酬等

当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬総額は、1事業年度につき10億円以内とし、監査役の報酬総額は1事業年度につき1億円以内とする予定です。

なお、当社の設立当初の取締役の人数は4名、監査役の人数は3名となる予定です。

株式の保有状況

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社は、会計監査人として、公認会計士古寺隆及び公認会計士横田泰史の両氏と監査契約を締結する予定であり、監査証明の審査体制については、公認会計士大掛勝之氏が審査の担当を行う予定です。

定款規定の内容

イ. 取締役の定数

当社は、取締役7名以内を置くことを定款に定める予定です。

ロ. 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定める予定です。また、取締役の選任決議については累積投票によらない旨を定款に定める予定です。

ハ. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定める予定です。

ニ. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任につき、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる旨を定款に定める予定です。

また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間で、当該社外取締役及び社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、金5百万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として、その責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定める予定です。

ホ. 会計監査人の責任免除

当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の責任につき、金5百万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として、その責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定める予定です。

ただし、本届出書提出日現在において会計監査人と個別の責任限定契約を締結する予定はありません。

ヘ. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定める予定です。これは、経営環境に機動的に対応した資本政策を実施すべく、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

ト. 中間配当

当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定める予定です。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主への利益還元を充実させることを目的とするものであります。

なお、当社の完全子会社となる宮越商事(株)のコーポレート・ガバナンスの状況等については、宮越商事(株)の有価証券報告書（平成22年6月29日提出）をご参照ください。

(2) 【監査報酬の内容等】**【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

当社は、新設会社であるため、本届出書提出日現在において未定です。

【その他重要な報酬の内容】

当社は、新設会社であるため、本届出書提出日現在において未定です。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は、新設会社であるため、本届出書提出日現在において未定です。

【監査報酬の決定方針】

当社は、新設会社であるため、本届出書提出日現在において未定です。

なお、当社の完全子会社となる宮越商事(株)の監査報酬の内容等については、宮越商事(株)の有価証券報告書（平成22年6月29日提出）をご参照ください。

第5【経理の状況】

当社は、新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となる宮越商事(株)の経理の状況については、宮越商事(株)の有価証券報告書（平成22年6月29日提出）及び四半期報告書（平成22年8月6日、平成22年11月12日及び平成23年2月14日提出）をご参照ください。

第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりとなる予定です。

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	事業年度の末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の 買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
取次所	
買取・売渡手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告 ただし、事故その他やむをえない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の広告掲載URL：未定
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、定款の定めによりその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求する権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第62期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

平成22年6月29日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第63期第1四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

平成22年8月6日関東財務局長に提出

事業年度 第63期第2四半期（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）

平成22年11月12日関東財務局長に提出

事業年度 第63期第3四半期（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）

平成23年2月14日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成23年6月9日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成22年6月30日に関東財務局長に提出

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成23年6月9日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を平成23年4月26日に関東財務局長に提出

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成23年6月9日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、臨時報告書を平成23年5月13日に関東財務局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社大阪証券取引所

（大阪府中央区北浜1丁目8番16号）

第六部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる宮越商事(株)の平成23年3月31日現在の株主の状況は以下のとおりであります。

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する所 有株式数の割合 (%)
株式会社クラウンユナイテッド	東京都大田区大森北1丁目23番1号	3,311	21.30
皇冠貿易(香港)有限公司 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	Whitfield Road, Causeway Bay, Hong Kong (東京都中央区月島4丁目16番13号)	2,070	13.31
キロ パワー リミテッド (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	Des Voeux Road Central, Hong Kong (東京都中央区月島4丁目16番13号)	1,024	6.58
スイフトアセット グループ リミテッド (常任代理人 フォーシーズン(株))	Leighton Road, Causeway Bay, Hong Kong (東京都荒川区南千住8丁目51番1号)	959	6.17
マックスインベスト リミテッド (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	Des Voeux Road Central, Hong Kong (東京都中央区月島4丁目16番13号)	878	5.64
サイノ ブライト リミテッド (常任代理人 ネットトラスト(株))	Nathan Road, Kowloon, Hong Kong (東京都八王子市八日町2-23-905)	530	3.41
フォーチュン スプライト ホールディングス リミテッド (常任代理人 ネットトラスト(株))	Des Voeux Road, Central, Hong Kong (東京都八王子市八日町2-23-905)	500	3.21
ハムフォード オーバーシーズ リミテッド (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	Queen ' s Road Central, Hong Kong (東京都中央区月島4丁目16番13号)	488	3.13
フェアシャイン グループ リミテッド (常任代理人 フォーシーズン(株))	Queen ' s Road Central, Hong Kong (東京都荒川区南千住8丁目51番1号)	350	2.25
アトランティック ジャンボ リミテッド (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	Harcourt Road, Central Hong Kong (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	325	2.09
計		10,436	67.15

<当期連結財務諸表に対する監査報告書>

当社は会社法上の株式移転に基づき、平成23年10月3日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

<当期財務諸表に対する監査報告書>

当社は会社法上の株式移転に基づき、平成23年10月3日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。